

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成31年1月9日
【四半期会計期間】	第15期第3四半期（自平成30年9月1日至平成30年11月30日）
【会社名】	株式会社スタジオアタオ
【英訳名】	STUDIO ATA0 Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬尾 訓弘
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
【電話番号】	078-230-3370（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番9号
【電話番号】	03-6226-2772（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期連結 累計期間	第15期 第3四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自平成29年3月1日 至平成29年11月30日	自平成30年3月1日 至平成30年11月30日	自平成29年3月1日 至平成30年2月28日
売上高 (千円)	2,516,658	3,191,083	3,441,241
経常利益 (千円)	477,410	686,661	553,139
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	329,377	474,701	359,008
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	329,377	474,701	359,008
純資産額 (千円)	1,332,389	1,836,489	1,362,020
総資産額 (千円)	1,791,704	2,639,287	1,819,693
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	52.68	75.93	57.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	51.12	73.66	55.71
自己資本比率 (%)	74.4	69.6	74.8

回次	第14期 第3四半期連結 会計期間	第15期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成29年9月1日 至平成29年11月30日	自平成30年9月1日 至平成30年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.78	14.08

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、平成29年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、契約期間を更新した契約は以下のとおりであります。

ライセンス契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約名称	契約締結日	契約期間	契約内容
ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社(連結子会社)	三菱商事株式会社	東京都千代田区	マスターライセンス契約	平成27年7月1日	平成27年7月1日より平成32年9月30日 平成30年9月5日付で契約期間を平成34年9月30日まで延長	ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社が、三菱商事株式会社より「Roberta di Camerino」ブランドに係る商標の使用承諾等を受けることに関する権利義務関係を定めた契約

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府や日本銀行の各種施策の推進により企業収益や雇用環境の改善が見られる等、緩やかな回復基調の動きが見られた一方、中国やアジア新興国経済の減速リスク、米国政権による政策動向等、世界経済の不確実性が増す中、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。当社グループの主要な関連業界である百貨店を含む小売業界におきましても、個人消費が物価上昇への懸念等により低下が継続する厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループは、「ファッションにエンタテインメントを」を理念とし、オリジナルバッグ・財布等の提供を通じて「お客様に非日常のワクワク感を提供すること」を目指し、引続きインターネット販売や既存店の強化を行っております。また、オンラインショップと店舗の一層の連携を図るべく、引続き販売促進費の増額、SNS活動の強化、自社ブランドのポータルブログを活用したO2O戦略の強化を行いました。

ロベルタブランドのリブランディングを強化するべく、平成30年9月15日にROBERTA DI CAMERINO本店をリニューアルオープンいたしました。また、顧客サービスの一層の強化及び売上の更なる拡大を図るべく平成30年10月20日にATAO有楽町店、同年11月9日にATAO新宿店をそれぞれ拡張リニューアルオープンしております。さらに、平成30年11月23日より、限定品のみを取り扱う新ライン「アトリエアタオ」の展開を開始しております。

以上の結果、インターネット販売及び店舗販売ともに引続き好調に推移し、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,191,083千円(前年同四半期比26.8%増)、営業利益684,127千円(同43.5%増)、経常利益686,661千円(同43.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益474,701千円(同44.1%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部

総資産は2,639,287千円であり、前連結会計年度末と比較して819,593千円増加しております。主な要因は、現金及び預金が521,805千円、売掛金が159,573千円増加したことであります。

負債の部

負債合計は802,797千円であり、前連結会計年度末と比較して345,125千円増加しております。主な要因は、借入金が217,299千円増加したことであります。

純資産の部

純資産は1,836,489千円であり、前連結会計年度末と比較して474,468千円増加しております。主な要因は、利益剰余金が474,701千円増加したことであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成31年1月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,252,000	6,288,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	6,252,000	6,288,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成31年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年9月1日～ 平成30年11月30日	-	6,252,000	-	127,079	-	117,079

(注)平成30年12月1日から平成30年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が36,000株、資本金が1,224千円、資本準備金がそれぞれ1,188千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,251,000	62,510	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	6,252,000	-	-
総株主の議決権	-	62,510	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	812,239	1,334,045
売掛金	322,255	481,828
商品	455,924	558,444
その他	35,153	52,838
流動資産合計	1,625,574	2,427,157
固定資産		
有形固定資産	97,326	105,240
無形固定資産	12,453	16,421
投資その他の資産	84,339	90,468
固定資産合計	194,119	212,129
資産合計	1,819,693	2,639,287
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,164	106,038
1年内返済予定の長期借入金	21,667	114,613
未払法人税等	101,315	145,793
賞与引当金	-	18,755
ポイント引当金	7,288	15,243
その他	199,592	192,559
流動負債合計	374,027	593,002
固定負債		
長期借入金	54,657	179,010
退職給付に係る負債	7,695	9,201
資産除去債務	21,292	21,583
固定負債合計	83,645	209,795
負債合計	457,672	802,797
純資産の部		
株主資本		
資本金	127,079	127,079
資本剰余金	117,079	117,079
利益剰余金	1,117,967	1,592,669
自己株式	105	338
株主資本合計	1,362,020	1,836,489
純資産合計	1,362,020	1,836,489
負債純資産合計	1,819,693	2,639,287

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年11月30日)
売上高	2,516,658	3,191,083
売上原価	949,194	1,202,177
売上総利益	1,567,464	1,988,905
販売費及び一般管理費		
販売促進費	292,521	406,487
ポイント引当金繰入額	3,113	7,954
支払手数料	201,289	251,493
その他	593,786	638,843
販売費及び一般管理費合計	1,090,711	1,304,778
営業利益	476,752	684,127
営業外収益		
受取家賃	980	731
保険解約返戻金	-	2,408
その他	79	119
営業外収益合計	1,060	3,260
営業外費用		
支払利息	402	725
営業外費用合計	402	725
経常利益	477,410	686,661
特別損失		
固定資産除却損	426	57
特別損失合計	426	57
税金等調整前四半期純利益	476,984	686,604
法人税、住民税及び事業税	156,742	220,178
法人税等調整額	9,135	8,275
法人税等合計	147,606	211,903
四半期純利益	329,377	474,701
親会社株主に帰属する四半期純利益	329,377	474,701

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年11月30日)
四半期純利益	329,377	474,701
四半期包括利益	329,377	474,701
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	329,377	474,701
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年11月30日)
減価償却費	19,610千円	36,344千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年3月1日至平成29年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年3月1日至平成30年11月30日)

当社グループの事業セグメントは、ファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	52円68銭	75円93銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	329,377	474,701
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	329,377	474,701
普通株式の期中平均株式数(株)	6,251,997	6,251,938
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	51円12銭	73円66銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数(株)	191,087	192,259
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当社は平成29年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年1月9日

株式会社スタジオアタオ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 幹也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタジオアタオの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年9月1日から平成30年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スタジオアタオ及び連結子会社の平成30年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。